取締役会の承認を受けた利益相反取引に関して任務懈怠の責任が肯定された事例

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 6 年 11 月 13 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（ワ）第 15957 号、令和 2 年（ワ）第 32403 号、令和 2 年（ワ）第 32498 号
【事　件　名】 不当利得返還等請求事件（第 1 事件本訴）、損害賠償請求事件（第 2 事件）、ロイヤルティ等支払請求反訴事件（第 1 事件反訴）
【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却
【参 照 法 令】 会社法 356 条 1 項 2 号・3 号、365 条 1 項、423 条 1 項・3 項 1 号
【掲　載　誌】 金判 1717 号 34 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25616723

中央大学教授 **尾関幸美**

事実の概要

Ｘ株式会社（原告、以下「Ｘ社」という）は、平成 7 年に設立された電解技術の研究開発等を目的とする取締役会設置会社であったが、令和 3 年 5 月 31 日に解散した。Y_1社（被告、以下「Y_1社」という）は平成 26 年に設立されたトリチウム水・重水の分離濃縮技術の研究開発等を目的とする株式会社である。Y_2（被告）は平成 14 年頃から令和元年 12 月 18 日までの間、Ｘ社の取締役であり、平成 23 年 3 月から令和元年 11 月 11 日まで代表取締役であったが、平成 26 年 12 月以降、Y_1社の代表取締役も兼務していた。

平成 29 年 3 月 24 日付けで、Y_2がＸ社とY_1社の双方を代表して、①Y_1社が所有する電解水生成装置（以下「本件装置」という）をＸ社に無償で提供し、②Ｘ社がY_1社との間で個別契約を締結することにより、本件装置を用いて製造される製品を製造・販売することができ、③Ｘ社がY_1社に個別契約に基づきロイヤルティを支払うこと等を内容とするライセンス基本契約（以下「本件基本契約」という）を締結した。さらに、同日、Y_2がＸ社とY_1社を代表して、両社間で本件基本契約に基づき、Ｘ社が第三者に本件装置を用いて製造される製品を販売することについての個別ライセンス契約（以下「本件個別契約」という）を締結した。Y_2はＸ社を代表して、Y_1社に対し、本件基本契約及び本件個別契約（以下「本件ライセンス契約」という）に基づくロイヤルティとして、841 万 4233 円を支払った。なお、Ｘ社は平成 30 年 6 月 11 日開催の取締役会において、本件ライセンス契約を事後的に承認する決議をしている。

平成 31 年 4 月 11 日、Y_2がＸ社とY_1両社を代表して、Ｘ社がY_1社に、1100 万円を貸し付ける契約（以下「本件消費貸借契約」という）を締結したが、これを承認するＸ社の取締役会決議はなかった。

令和元年 12 月 18 日、Ｘ社臨時株主総会において、Y_2は利益相反取引等を理由に任期途中で解任された。

本件は、第 1 事件本訴及び反訴、第 2 事件に分かれる。第 1 事件本訴では、(1) Ｘ社がY_1社に対し、Y_2がＸ社及びY_1社双方を代表してＸ社の取締役会の承認を得ずに締結した本件消費貸借契約が利益相反取引として無効であるとして、不当利得（580 万 5006 円と遅延損害金）の返還を求める請求とともに、(2) Y_2に対し、Y_2がＸ社及びY_1社双方を代表して締結した本件ライセンス契約に基づきＸ社がY_1社に支払ったロイヤルティが不要な金銭の支払でありＸ社に損害が生じたとする任務懈怠（会社法 423 条 1 項）に基づく損害賠償請求がなされた。これに対し、第 1 事件反訴は、(3) Y_1社がＸ社に対し、本件ライセンス契約に関し、ロイヤルティまたはロイヤルティ相当

損害金（1867 万 4544 円と遅延損害金）の支払を求める事案である。

さらに第 2 事件は、(4) Y_2がＸ社に対し、任期途中で取締役を解任されたとして、会社法 339 条 2 項に基づき残存任期分の役員報酬相当額 450 万円と遅延損害金の支払を求める事案である。

判決の要旨

1　Y_1社の不当利得の有無（第 1 事件本訴請求 (1)）について

「……本件消費貸借契約は、Y_2がＸ社及びY_1社の双方を代表して締結されたものであり、会社法 356 条 1 項及び同法 365 条 1 項 2 号[1] に規定する利益相反取引に該当するところ、取締役会の承認がされていないことから、無効である。

したがって、Ｘ社からY_1社に対して本件消費貸借契約に基づき交付された 1100 万円のうち、令和 6 年 8 月 31 日までにY_1社から弁済済みの金額を除いた 580 万 5006 円は、法律上の原因を欠くものとして不当利得に当たる。」

2　Y_2の任務懈怠責任（第 1 事件本訴請求 (2)）について

「……本件ライセンス契約は、Y_2がＸ社及びY_1社の双方を代表して締結されたものであり……、会社法 356 条 1 項及び同法 365 条 1 項 2 号に規定する利益相反取引に該当する。そのため、同法 423 条 3 項 1 号により、当該利益相反取引によってＸ社に損害が生じたときは、当該利益相反取引を行った取締役であるY_2は、その任務を怠ったものと推定される。」

「……Y_1社が、本件基本契約の対象となる本件装置に用いられている技術を保有し、かつ、本件装置を製作・所有しているとは認められず、被告会社が原告に対して本件基本契約に基づき本件装置を引き渡した事実は認められない……。

そうすると、Ｘ社が本件装置を利用して製品を製造していたとは認められないことから、本件ライセンス契約に基づくロイヤルティは発生しないにもかかわらず、Y_2は、Ｘ社を代表して、Y_1社に対し、本件ライセンス契約に基づき支払う必要のない本件支払済みロイヤルティ合計 841 万 4233 円を支払ったものであると認められる。

したがって、本件支払済みロイヤルティ合計 841 万 4233 円は、Y_2の利益相反取引によるＸ社の損害であると認められる。」

「……Ｘ社に損害が生じたと認められることから、……Y_2は、その任務を怠ったものと推定され、この推定を覆すに足りる事情は認められない。」

判例の解説

一　本判決の意義と争点

本件は、第 1 に、事後的に取締役会の承認を受けた利益相反取引につき取締役の任務懈怠責任（会社法 423 条 1 項）が認められるとともに、「損害」の推定（同条 3 項）について判断した事例であり、第 2 に、当該取締役の解任につき正当な理由（同法 339 条 2 項）が認められた事例である点に意義があり、実務上参考になると思われる。

本件の争点は、①本件消費貸借契約の有効性、②本件ライセンス契約締結に関するY_2の任務懈怠及び損害の有無（会社法 423 条 1 項 3 項）、③Y_1社のＸに対するロイヤルティ支払請求の可否、④本件解任の「正当な理由」（同法 339 条 2 項）の有無である。

本判決は、争点①につき、Ｘ社が主張する本件消費貸借契約が利益相反取引に該当するところ（会社法 356 条 1 項 2 号、365 条 1 項）、取締役会の承認がなされていないことを理由に無効とした。

また、争点②につき、Ｘ社の主張のとおり、ロイヤルティは発生しないにもかかわらず、Y_2はＸ社を代表して、Y_1社に対し、支払う必要のないロイヤルティを支払ったものとしてＸ社の損害を認めた。その結果、Y_2の任務懈怠が推定され（会社法 423 条 3 項 1 号）、この推定を覆す事情はないとして、Y_2の任務懈怠を認めた[2]。

争点③につき、本判決はY_1社がＸ社に本件基本契約に基づき本件装置を引き渡したとは認められず、Ｘ社が本件装置を使用して製品を製造しているとも認められないから、本件ライセンス契約に基づくロイヤルティ支払請求には理由がないことを理由にY_1の主張を退けた。

争点④につき、本判決は「正当な理由」（会社法 339 条 2 項）とは、会社において取締役として

職務の執行を委ねることができないと判断することもやむを得ない客観的、合理的な事情が存在する場合をいうものと解されるとした上で、Y_2による本件消費貸借契約の締結が法令違反行為に当たり、Y_2が取締役として負う善管注意義務及び忠実義務（同法330条、355条、民法644条）に違反するものであることを理由に上記事情が存在するとした[3]。

本稿では、紙幅の関係もあり、争点②を中心に取り扱うこととする。

二　取締役会の承認を受けた利益相反取引に関する取締役の責任

取締役会設置会社の取締役が自己又は第三者のために会社と取引をしようとする場合、取締役会において当該取引の重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない（会社法365条1項、356条1項2号）。ここで「自己又は第三者のために」とは、通説によれば自分が取引当事者となるか、第三者の名で取引をするという意味である（名義説）[4]。本判決は、Y_2によるY_1社株式の保有関係が明白ではなく、本件ライセンス契約はY_2が第三者であるY_1社のために行った直接取引であると解しているようである。

取締役会の承認を欠く直接取引につき、会社は取引の相手方に対してその無効を主張できるが、追認された場合、手続違反が治癒し、当該取引は有効なものとなる。しかし、追認されても取締役の責任には影響せず、当初、取締役会の承認なく利益相反取引を締結したことが任務懈怠となる[5]。そして、取締役会の承認の有無にかかわらず、利益相反取引（会社法356条1項2号3号）によって、株式会社に損害が生じたときは、当該取引を行った取締役及び取締役会でこれに賛成した取締役は、その任務を怠ったものと推定される（会社法423条3項）[6]。この場合、利益相反取締役は、自ら知り得た重要事実を誠実に開示して取締役会の承認を受け、かつ、当該取引が取引時点において公正かつ妥当であると合理的に判断したことを証明して任務懈怠の推定を覆すことができる[7]。

しかし、自己のために直接取引をした取締役は、任務を怠ったことが当該取締役の責めに帰すことができない事由によるものであることをもって責任を免れることはできない（会社法428条1項）[8]。

三　会社法423条3項の「損害」

本件ライセンス契約は、X社にとってY_2の利益相反取引（会社法356条1項2号）に該当するから、当該利益相反取引によってX社に損害が生じたときは、Y_2は、その任務を怠ったものと推定される（同法423条3項1号）。そのため、同項所定の「損害」の発生の有無が問題となる[9]。

この点、本判決は本件ライセンス契約に関し、X社が本件装置を利用して製品を製造していないことを理由に、本件ライセンス契約に基づくロイヤルティは発生せず、それにもかかわらずY_2により、X社がY_1社に対しロイヤルティを支払ったことから、会社法423条3項にいう損害があると判断した。

利益相反取引による会社の損害は、基本的に、当該利益相反取引の条件と、その時点での通例的な取引条件との差であると考えられる[10]。「通例的な取引条件」とは、利益衝突のない独立した当事者の間で行われる取引（独立当事者間取引）であれば用いられたであろう条件を指す[11]。もちろん、実際には通例的な取引条件がよく分からない場合もある[12]。

そもそも、会社法356条1項の趣旨は、会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図ってはならないという忠実義務（同法355条）に違反して、利益相反取引を実施してはならないという不作為義務を取締役に課し、株主総会又は取締役会（同法356条1項、365条1項）の承認により、例外的に不作為義務を解除することであると理解されている[13]。

取締役会の承認を得た利益相反取引が行われ、債務の履行が完了している場合、取締役会の承認があり、利益相反取引をしてはならないという不作為義務は解除されているため、現状との比較対象とすべき任務懈怠がなかったという仮定の状況は、利益相反取引の実施につき、取締役が善管注意義務及び忠実義務の観点から任務を尽くしたであろう場合となり、原告が利益相反取引によって会社に損害が生じたことを立証するためには、利益相反取引の契約締結の過程、条件交渉がどうで

あったか、すなわち、取締役の実際の職務執行が任務を尽くした状態と比較して経済的に差があることの主張・立証が要求されると考える見解もある[14)]。

四　本判決の検討

このような議論を踏まえて、本判決を見るに、会社の損害の有無の判断に関し裁判所が考慮しているのは、基本的に利益相反取引である本件ライセンス契約締結後の当該契約の履行に関する事情であり、本件ライセンス契約の内容及び条件の公正性については特段検討していない点を疑問視する見解がある[15)]。しかし、Ｘ社の損害の発生は本件ライセンス契約の内容及び条件の不公正さによって発生したのではなく、本判決がいうように、そもそもＸ社が本件装置を利用して製品を製造していた事実は認められず、本件ライセンス契約に基づくロイヤルティが発生していないにもかかわらず、Ｘ社がY_1社にロイヤルティを支払ったことが原因であるから、本件ライセンス契約の内容及び条件の公正さについて判断する場面とは異なり、本判決の判断は妥当であると考えられる。

その意味で、本判決は会社法 423 条 3 項の任務懈怠の推定の前提となる会社に生じた「損害」を肯定した判断としては、本来想定される場面とは異なるから、やや特殊な事例であると位置づけられるかもしれない[16)]。

●――注

1）判決文の「365 条 1 項 2 号」は「356 条 1 項 2 号」の誤記と思われる。22 行目も同様。

2）損害がないとして同項の適用が否定された裁判例に、東京高判令 4・7・13 金法 2197 号 54 頁等がある。髙橋美加「批判」ジュリ 1593 号（2024 年）95 頁以下、笠原武朗「批判」ジュリ 1582 号（2023 年）2 頁以下、内藤裕貴「批判」新・判例解説 Watch（法セ増刊）33 号（2023 年）127 頁以下等。

3）同様に、「正当な理由」が認められた事例として、東京地判平 30・3・29 金判 1547 号 42 頁（ロッテ HD 事件）等がある。

4）江頭憲治郎『株式会社法〔第 9 版〕』（有斐閣、2024 年）464 頁。

5）岩原紳作編『会社法コンメンタール 9- 機関 (3)』（商事法務、2014 年）267 頁［森本滋］。

6）独立当事者間取引でない危険性に鑑み、関与する取締役にとくに慎重な判断を要求する趣旨であるという。江頭・前掲注 4）504 頁。

7）岩原・前掲注 5）268 頁［森本滋］。

8）会社法 428 条 1 項を合理的に解釈するために、利益相反取引における取締役の任務は公正な取引を行うことであり、これを立証すれば任務懈怠の推定は覆ると解する見解もある（田中亘『会社法〔第 5 版〕』（東京大学出版会、2025 年）303 頁）。これに対して、公正な取引条件であったか否かは、会社の損害の認定の問題に吸収されるのではないかとの指摘もある（吉原和志「会社法の下での取締役の対会社責任」黒沼悦郎＝藤田友敬編『江頭憲治郎先生還暦記念・企業法の理論・上巻』（商事法務、2007 年）545～546 頁）。

9）なお、会社法 423 条 1 項の「損害」と同条 3 項の「損害」は同義である。東京高判令 4・7・13 金判 1662 号 14 頁。

10）取引の条件自体は公正であっても、会社にとって必要でない取引が行われたことによる損害を観念できる場合もあるという。北村雅史「競業取引・利益相反取引と取締役の任務懈怠責任」森本滋先生還暦記念『企業法の課題と展望』（商事法務、2009 年）242 頁。

11）江頭・前掲注 4）462 頁、吉原・前掲注 8）544～546 頁。

12）例えば、ある取引先のためだけに製造される特殊な部品の取引先等があるという（伊藤靖史『ケースで探索・会社法』（有斐閣、2023 年）163 頁）。

13）落合誠一編『会社法コンメンタール 8- 機関 (2)』（商事法務、2009 年）62 頁［北村雅史］。

14）山田泰弘「利益相反取引における会社法 423 条 3 項の損害立証による任務懈怠推定の機能」立命 411 ＝ 412 号（2023 年）461 頁以下、488 頁、494 頁、499 頁、江頭・前掲注 4）468 頁、北村・前掲注 10）241～242 頁。

15）東京地判令 6・11・13 金判 1717 号 36 頁。

16）本件に類似する裁判例として、福岡高判平 24・4・10 判タ 1383 号 335 頁がある。これは、ゴルフ場運営会社が利益相反取引に当たるとして、取締役会で承認を得て締結したレストラン運営委託契約解除時に、レストランに支払った補償金の一部は支払う必要がなかったとして、当該支払に関与した取締役の損害賠償責任を認めた事案である。飯田秀聡「批判」ジュリ 1476 号（2015 年）96 頁以下、松尾健一「批判」リマークス 48 号（2014 年）82 頁以下、坂本達也「批判」金判 1476 号（2015 年）2 頁以下参照。